

## 大阪大学産業科学研究所 核燃料物質使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所（以下「本研究所」という。）における核燃料物質の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 核燃料物質は、電子顕微鏡観察用試料の染色を行うための染色剤としてウラン化合物水溶液（以下「染色用溶液」という。）を作成する際に使用する。

(使用区域)

第3条 核燃料物質の使用区域（以下「使用区域」という。）は、第1研究棟191号室内の核燃料物質取扱い用パーティション内とする。

(使用者)

第4条 核燃料物質を取扱う者（以下「使用者」という。）は、本研究所計量管理規程に定める計量管理責任者（以下「計量管理者」という。）が行う講習を受けなければならない。

- 2 使用者は、あらかじめ大阪大学安全衛生管理部核燃料物質管理室（以下「核燃料物質管理室」という。）に申請し、使用者としての登録を受けなければならない。
- 3 使用者は、核燃料物質管理室が主催する教育訓練を年1回以上受けなければならない。

(使用の方法)

第5条 使用者は、作業の前後にサーベイメーターで作業台、流し、床などに汚染が無いことを確認し、汚染が発見された場合には、計量管理責任者に通報してその指示に従う。

- 2 作業台には汚染拡大を防ぐための吸水マットを敷き、作業はその上で行う。
- 3 核燃料物質から染色用溶液を作成する作業は手袋とマスクを着用し、換気下で行う。
- 4 染色用溶液を用いて試料を染色する時は手袋を着用する。
- 5 染色を行った者はその都度別紙「使用記録」に必要事項を記載する。

(保管の場所)

第6条 核燃料物質および染色用溶液は鍵付き保管庫に保管するとともに、核燃料物質で汚染された廃棄物は廃棄物保管棚に保管し、使用区域外に持ち出してはならない。

(記録)

第7条 核燃料物質の受け入れ・払出し、使用・廃棄などにより核燃料物質の在庫量に変動が生じた際はその都度、増加と減少、在庫量の集計を月毎に別紙「在庫 / 在庫変動記録」に使用者が記帳する。

- 2 使用者は、毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間に係る「在庫 / 在庫変動記録」を、当該期間経過後15日以内に計量管理者へ報告しなければならない。
- 3 「在庫 / 在庫変動記録」の保存期間は作成後10年とする。

(汚染検査)

第8条 使用者は、毎月1回汚染検査を行い、別紙「汚染検査記録」に記帳する。

- 2 「汚染検査記録」の保存期間は作成後10年とする。

附 則

この内規は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月16日から施行する。